



平成 20 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 市光工業株式会社
代表者名 代表取締役 市川侑男
取 引 所 東証一部(7244)
問 合 先 総務部長 齋藤和彦
電 話 (03)3443-7281

定款一部変更に関するお知らせ

平成 20 年 5 月 30 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 78 回定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

適確且つ適切な経営判断および業務執行の一層の迅速化をはかるため、取締役の員数を減少させ、新たに執行役員制度を導入することといたしました。これに伴い、取締役員数の上限の減少及び執行役員について新たに決めました。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第 19 条 (員数) 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	第 19 条 (員数) 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第 4 章 取締役及び取締役会	<現行どおり>

<p><新設></p>	<p><u>第5章 執行役員</u> <u>第29条 (選任)</u> <u>当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、取締役会の定める業務の執行を委ねることができる。</u> <u>2. 執行役員に関する必要な事項は、この定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会が定める執行役員規程による。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p>	<p><u>第6章 監査役および監査役会</u></p> <p>附則 この定款の改正は、平成20年6月27日開催の第78回定時株主総会の終了後に効力を生ずる。</p>

以上